WEBサイト「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」運営業務
仕様書

１　委託業務の名称

WEBサイト「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」運営業務

２　委託期間

契約締結日から令和３年３月３１日まで

３　業務目的

京都市の WEB サイト「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」において，首都圏で京都を感じるイベントや，京都の多様な文化や魅力を情報発信することで，京都への投資を喚起（観光，移住，企業誘致）することを目的とする。

４　委託内容

以下の業務について，本市と協議のうえ，実施すること。

業務の実施にあたっては，本市が本委託業務と一体的に取り組む「新京都館プロジェクト※」の受託者と密に連携すること。

※「新京都館プロジェクト」の概要…本市への投資（企業誘致，移住，大学進学，就職）を呼び込むことを目的として，京都の豊かな伝統文化等の魅力について，動画配信や民間事業者と連携したイベント開催等により発信するとともに，こうした豊かな文化を背景に，世界的な企業・アクセラレーターが相次いで京都市内で事業拠点を構え，起業家や新規事業を育む素地が構築されつつある現状について，効果的・効率的な手法により首都圏で情報発信する。

（１）ＷＥＢサイト「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」の運営

ア　首都圏で京都を感じるイベント等について，月に１回，受託者自身が関係事業者等に対して，情報提供依頼を行うほか，受託者保有のネットワークを活用するなどして随時情報収集し，年間 180 件以上掲載すること。

イ　京都の四季や風土，歴史によって育くまれた文化等を特集記事として掲載すること。発信に当たっては，著名人を起用するなど，ページビュー数を増加させるための工夫をすること。掲載回数は年４回以上とする。

ウ　首都圏で京都の食品等を購入できる店舗情報を収集し，マップページに掲載すること。

エ　「新京都館プロジェクト」で制作する動画コンテンツについて，当サイト内で閲覧できるシステムを構築すること。

オ　スマートフォンやタブレットでの見やすさ・操作性を確保したUIデザインとすること。

カ　月初に前月分のアクセス状況等を確認，分析し，報告すること。

（２）SNS の作成・運用

ア　既存の Facebook アカウントページのほか，Twitter・Instagram・TikTok などを活用し，サイトの新着情報や YouTube の投稿と連動した更新・管理を行うこと。また，受託者からも投稿記事の提案を行うこと。

イ　Facebook は年間 180 件以上の掲載を目指すこと。その他の SNS との連動については，適宜協議のうえ行う。

（３）応募者からの独自提案について

応募者は，新規ユーザーやページビュー数を増やすために，独自のネットワークやノウハウを活用した広報手法や企画について，他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案すること。

（４）京都観光 Navi の印刷及び配送について

京都市観光協会が毎月発行する「京都観光 Navi」（Ａ３両面１枚）を２０００部印刷し，情報発信の協力先である「のれん分け事業者」の店舗など，本市が指定する場所に配送すること。

（５）定例打合せ

各種スケジュール管理など，業務の円滑な遂行のため，発注者と月１～４回程度の打合せを行うこと。

≪「KYOTO in TOKYO presented by 京都館」の課題≫

① ページビュー数が増加していない（現在は月平均２２，３２９ページビュー）

② 掲載している情報量が少ない（首都圏における京都関連の情報を網羅できていない）

③ 首都圏の方への認知が進んでいない

５　成果物

- 業務の実施内容をまとめた資料　３部
- 資料一式データ

６　留意点

（１）納入した成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し，本市が当該データの加工，二次利用を行うことについて了承すること。

（２）業務遂行に当たっては，本市と綿密な情報交換を行うとともに，本市の指示に従うこと。

（３）受託者が変わる場合にあっては，前受託者から引継ぎを受け，円滑に事業を遂行すること。また，本業務と密接に関連する他の業務受託者ともしっかり連携を行うこと。

（４）本市からサイトに関する修正や削除などの指示があった場合は，できる限り速やかに対応をすること。

（５）受託者は本業務について秘密を守り，業務内容を許可なく第三者に公表，転用及び貸与してはならない。

（６）本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお，本業務の一部を第三者に委任する場合は，本市に書面により申請し，承認を得ること。